

SHINPOU

社会保険新報

2022.1

No.855



干支 令和4 (2022) 年

寅年 (虎)

寅は十二支の3番目で、季節は草木が芽吹く春にあたります。月は旧暦の1月、時刻は午前3～5時頃を表し、方位は北東、動物では虎があてられます。寅年は運気が上昇する年で、重要なことを始めるには寅の日が適しているといわれます。今年は、1月から健康保険法等、4月から年金制度が順次改正されるほか、改正民法の施行により、4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。イベント等では、2月4日から中国・北京で冬季オリンピック (20日まで)、3月4日からは冬季パラリンピック (13日まで) が開催予定。また、7月には参議院選挙が予定されています。



- 年頭のご挨拶 東京社会保険協会会長・日本年金機構新宿地域代表年金事務所長・全国健康保険協会東京支部支部長 (P 2)
- 協会けんぽ東京支部 社会保険関係の主な申請書の提出先 (P 3) 協会けんぽへの申請書は郵送で! (P 4)
「届書・申請書作成支援サービス」の利用 (P 4) 「申請ネットプリント」の利用 (P 4)
- 日本年金機構 年金制度改正【在職中の年金受給の在り方の見直し】 (P 5-6) 年金委員表彰式 (P 6)
国民年金ひとことメモ 令和4年度 国民年金保険料の前納 (P 6)
- 東京社会保険協会 2022年も社会保険WEBセミナーを配信 (P 7) 健康づくりエクササイズ動画 (P 8)
冬季「サンクス・フェスティバル」パスポート (P 8) 新規入会募集 (P 8)

年頭のご挨拶



一般財団法人
東京社会保険協会会長
山根 隆

新年を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員事業所をはじめ、WEB版『社会保険新報』をご愛読の皆様方には、本会の事業運営に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年からの新型コロナウイルス感染症も減少傾向にありましたが、新たな変異株が検出される等、再び感染が拡大しつつあります。一日も早い収束を期待しております。

本会は、都内の会員事業所を対象に、社会保険制度の周知・啓発を目的として、講習会等の開催や福利厚生事業の提供、WEB版『社会保険新報』による情報提供を行っております。また、直営施設「フィオーレ健診クリニック」をはじめ、都内の提携健診機関において、各種健康診断や保健指導を実施し、皆様の健康の保持増進のお手伝いをさせていただいております。本年も会員事業所をはじめ多くの皆様方のお役に立てるよう、事業の充実に努めてまいります。社会保険制度やその手続きについての理解を深めたい、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により福利厚生事業の見直しを図りたい等、ご検討されている事業所におかれましては、ぜひ当協会へご入会くださいますようお願いいたします。

新しい年が皆様方にとって素晴らしい年になりますよう、お祈り申し上げます。



日本年金機構
新宿地域代表年金事務所長
大内 一直

新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員事業所の皆様におかれましては、日頃から日本年金機構の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化に対応すべく、電子申請の利用促進やWeb会議サービスを活用した年金セミナー・制度説明会の実施等、非対面型サービスを前提としたオンラインビジネスモデル実現の推進に向け、取組みを進めてまいりました。本年も、引き続きオンラインビジネスモデルを推進しながら、一昨年に成立した「年金制度改正法」に基づく制度改正に対応していく必要があります。

そのためには、事業主および被保険者の皆様に、制度を正しく理解していただくことが重要であり、東京社会保険協会をはじめ、関係機関の皆様のご協力は欠かせないものです。各年金事務所におきましても、皆様との連携を深め、制度の普及や啓発に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、東京社会保険協会のますますのご発展と会員の皆様のご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
東京支部支部長
元田 勝人

令和4年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、緊急事態宣言期間が長期化し、私ども協会けんぽ東京支部においても事業の延期等、さまざまな影響がありました。このような状況下にあっても、加入者の皆様の生活基盤ともいべき各種給付金支払いや健診事業等を着実に遂行できたことは、ひとえに事業主および加入者の皆様のご協力の賜物と御礼申し上げます。

協会けんぽ東京支部では、事業主の皆様と連携した「健康企業宣言」を推進しております。健康を重要な経営資源と考え経営を行う「健康経営」を実践するため、事業主の皆様に「企業全体で健康づくりに戦略的に取組む」ことを宣言していただき、その取組みのサポートを東京支部が行うものです。この趣旨にご賛同いただき、「健康企業宣言」を行った事業所数は、1,500社を超えております。皆様のご理解とご協力で御礼申し上げます。

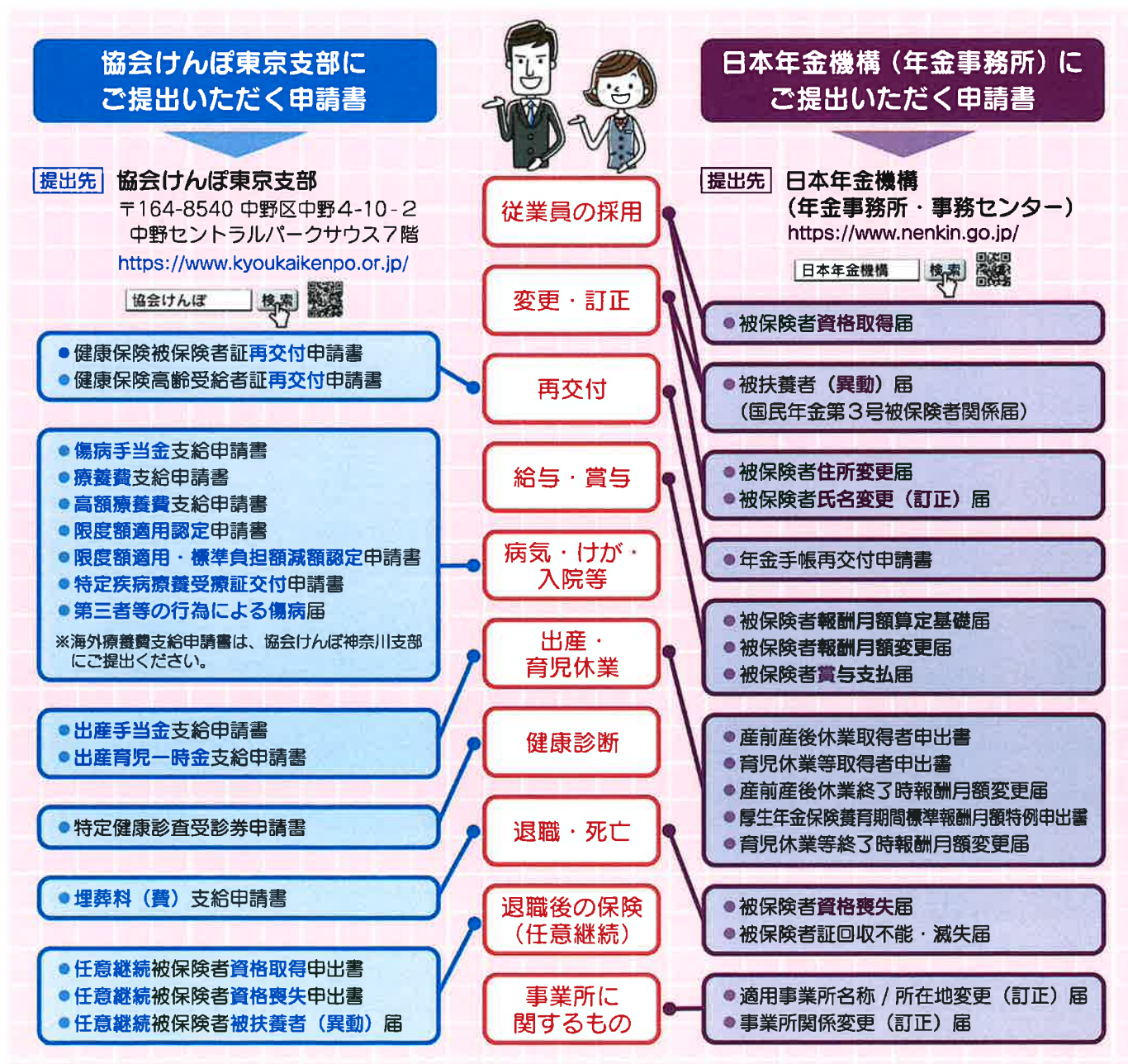
コロナ禍で健康の大切さへの認識が広がるなか、「加入者や事業主の皆様に良質なサービスを提供して健康になっていただく」という協会けんぽ東京支部のミッション実現のために努めてまいります。

結びに、本年が皆様にとりまして、よき年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

社会保険関係の主な申請書はコチラにご提出を！

社会保険に関する申請書は、その種類によって、次のように提出先が分かれています。協会けんぽに提出する申請書は、**すべて郵送**でお願いしています。日本年金機構への申請書については、電子申請でのご提出をおすすめします。



海外療養費支給申請書は 協会けんぽ神奈川支部へご提出ください

審査の効率化のため、神奈川支部で一括して行っています。

提出先 協会けんぽ神奈川支部 海外療養費グループ
〒220-8538 横浜西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階

お問い合わせ TEL 045-270-8431（代表）

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****協会けんぽへの申請書は郵送で！**

3ページに掲載の届書・申請書は、**協会けんぽホームページからダウンロード・印刷して**ご使用できます。また、協会けんぽで受け付ける申請書は、**すべて郵送でご提出**できますので、ご協力をお願いします。

**「届書・申請書作成支援サービス」をご利用ください**

協会けんぽでは、ホームページからダウンロード・印刷してご使用できる届書・申請書に加えて、「届書・申請書作成支援サービス」をご用意しています。

「届書・申請書作成支援サービス」をご利用されると、**入力漏れや形式の誤りを自動的に確認**することができ、**記載の不備を防止**できます。サービスの対象となる届書・申請書および動作確認等の詳細については、協会けんぽホームページをご参照ください。

届書・申請書類のサイズは、A4片面で印刷をお願いします。



サービスをご使用いただくためには、PDFを表示するための「Adobe Acrobat Reader」(無償)が必要です。
※「Adobe Acrobat Reader」はアドビシステムズ社の商標です。

「申請ネットプリント」もご利用できます

「申請書ネットプリント」とは、協会けんぽの各種申請書を、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で即時に印刷できるサービスです。お急ぎの申請等の際に便利です。ぜひご利用ください。なお、印刷の手順等はセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等で異なりますので、協会けんぽホームページで事前にご確認ください。

有料：1枚あたり20円のプリント代がかかります。

申請書の
ダウンロード
はコチラ



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで



日本年金機構からの

お知らせ

Japan Pension Service

より働きやすい社会に…年金制度改革

令和4年4月から、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行されます。

法律改正 の背景

今後の社会・経済は、人手不足の進行や健康寿命の延伸、現役世代の急速な減少等が見込まれており、特に高齢者や女性の就業等、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたって多様な形で働けるように、社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る必要があります。

今号では、改正事項のなかから、在職中の年金受給の在り方の見直しについて解説します。

① 在職老齢年金制度の見直し 支給停止の調整開始が47万円に

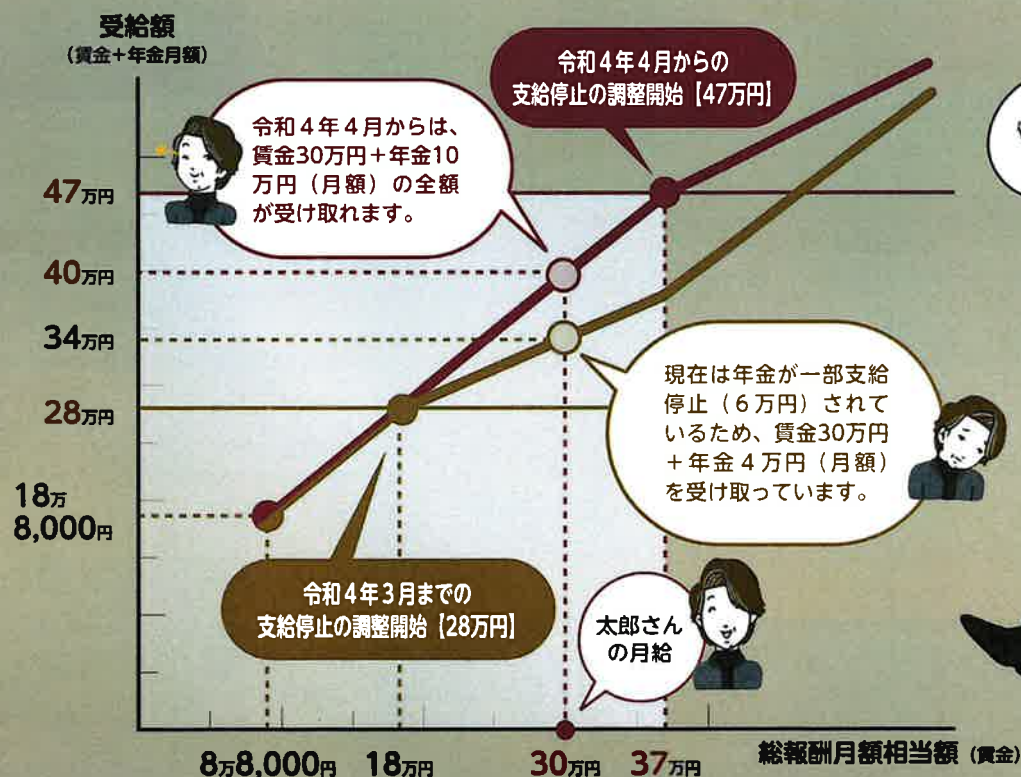
在職老齢年金制度とは、60歳以上で就労し、賃金と年金の合計額が一定以上になる老齢厚生年金の受給者を対象として、年金の全部または一部の支給を停止する仕組みです。

60歳から64歳までの方が特別支給の老齢厚生年金や繰上げ請求の老齢厚生年金を受給しながら就労している場合、現行では、賃金と年金月額合計額が28万円を超えると年金額の支給停止が開始されますが、令和4年4月からは、47万円に緩和されます。賃金と年金月額合計額が28万円から47万円の方は、年金額の支給停止がされなくなります。なお、65歳以上の在職老齢年金制度については、現行の支給停止が開始される基準額の47万円に変更ありません。

令和4年4月分以降の新しい在職老齢年金額が受給できるのは、原則として、令和4年6月の支払いからとなります。

イメージ

賃金30万円・年金10万円（月額）の太郎さんの場合



※6ページに続きます。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所 (<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>) まで



日本年金機構

Japan Pension Service

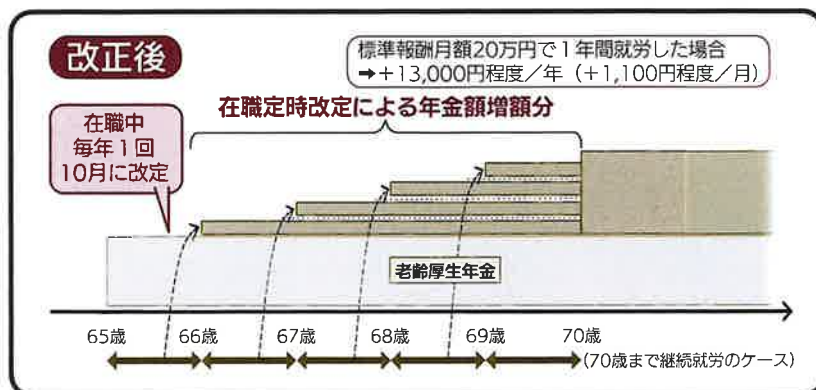
からの

お知らせ

② 在職定時改定の導入 在職中の受給者の年金額を毎年改定

在職定時改定とは、65歳以上で在職中の老齢厚生年金の受給者について、**年金額を毎年10月に改定**し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度です。

現行では、退職等により厚生年金の被保険者資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんが、令和4年4月からは、**退職を待たずに早期に年金額に反映**することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図ります。



令和4年4月からの年金制度改正は、今回解説した「在職中の年金受給の在り方の見直し」のほかにも、「受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の選択肢の拡大」等も施行されます。

令和3年度 年金委員表彰式が行われました

日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動に対し、その**功績等に感謝の意を表するとともに、年金事業の一層の推進に寄与することを目的**として、毎年、**年金委員表彰**を実施しています。

令和3年度の被表彰者は、年金委員功労者厚生労働大臣表彰（大臣表彰）65名、日本年金機構理事長表彰（理事長表彰）200名、日本年金機構事業推進部門担当理事表彰（理事表彰）436名となっています。

表彰された皆様の一覧等は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetu/cooperator/nenkinjin/8.html>）に掲載しています。



国民年金ひとことメモ

令和4年度 国民年金保険料の前納

国民年金保険料には、**前払い（前納）すると割引される制度**があります。前納には、**前期6か月（4月～9月）・後期6か月（10月～3月）・1年・2年**があり、口座振替で**1年分**を前納すると**年間4,180円**、**2年分**で**年間15,850円が割引**（令和3年度の場合）となります。



納付には、便利な**口座振替・クレジットカード納付**をご利用ください。令和4年度分の前期6か月前納、1年前納、2年前納の口座振替・クレジットカード納付のお申し込みについては、令和4年2月末日が締め切りとなります。すでに前納のお申し込みをされた方で1年前納から2年前納に切り替える等の変更がある場合は、再度お申し込みが必要です。

※現時点（令和4年1月上旬）では、令和4年分の割引額は発表されていません。

ご不明な点等は、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください



あけましておめでとうございます

今年も、社会保険事務講習会をはじめとする福利厚生事業等を実施してまいります。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2022年の会員特典をご紹介します。最新情報等は、東京社会保険協会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

一般財団法人 東京社会保険協会 会員事業グループ一同

2022年も社会保険WEBセミナーを配信します

東京社会保険協会では、動画による社会保険WEBセミナーを2022年も定期的に配信します。現在は、追加企画として、事業所のコロナ対応に関するショートセミナーを公開中。また、2月からは、話題の電子申請についてのセミナーを予定しています。会員の方は、公開日を事前に知らせる【お知らせメール登録】をぜひご利用ください。

ウイズコロナに対する事業所の対応

厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルスに関するQ&A【企業の方向け】（令和3年11月22日時点版）」および「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についてのQ&A（令和2年3月6日）」の概要とその対応について解説します。

期 間 公開中（6月末まで）

観 覧 会員・会員以外とも視聴可能
※ユーザー名・パスワードは必要ありません。

概 要 1テーマ20分

- 従業員が体調不良により休みたいと連絡がきた場合の対応について
- 従業員が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となるかどうか



講 師 社会保険労務士
小島 孝一郎
(小島労務管理事務所)

労働総合福祉協会会長、(一社)全国労働保険事務組合連合会監事。セミナー関連は、全国社会保険労務士連合会事務指定講師等、労働・社会保険等に関するエキスパート。

電子申請を始めてみよう



昨年から、大企業において電子申請が義務化されています。また、企業規模にかかわらず、コロナ禍によるテレワーク等の働き方の変化によって、電子申請に移行する事業所も増えています。これから電子申請を始める皆様に向けて、準備から申請までを解説します。

期 間 2月1日(火)12時から6か月間

観 覧 会員 ユーザー名・パスワード必要
※会員以外は一部のみ視聴できます。

概 要 4テーマ各20分程度

1. 電子申請ってなんだろう？
2. 電子申請を始めるための準備編
3. 日本年金機構の「届書作成プログラム」を使ってみよう
4. 作成したデータの電子申請と公文書の取得



講 師 特定社会保険労務士
小林 元子
(がんこ社労士事務所)

企業向けの労務管理や労働問題、就業規則の作成等の相談業務、年金事務所やハローワーク、労基署への諸手続き。東京社会保険協会をはじめ、多数の団体での講習会講師。

視聴方法・お知らせメール登録

ホームページ ▶ 講習会・セミナー (<https://www.tosyakyo.or.jp/seminar>) 問い合わせ：WEBセミナー係 03-5292-3596

フィットネスクラブ「ティップネス」

健康づくりエクササイズ動画



好評のティップネスのトレーナーによるエクササイズを、今年も動画配信します。年末年始にのんびりして太り気味の方、肩こりや腰痛に苦しんでいる方も、仕事や家事の合間でも簡単にできて効果的なストレッチ＆ヨガで、日頃の運動不足を解消しましょう。

期間 2月1日(火) 14時から1か月間

閲覧 東京社会保険協会ホームページ内(一般公開)
*各プログラム10分程度

■ 肩こりすっきりストレッチ

肩まわりにフォーカスした肩こり改善ストレッチ

■ 腰痛すっきりヨガ

日常に取り入れやすく、腰痛予防にも効果的なヨガ

■ 骨盤調整ヨガ

歪みをただし、股関節周りをほぐすヨガ

視聴方法・詳細

ホームページ ▶ 会員特典 ▶ フィットネスクラブの割引・セミナー (<https://www.tosyakyo.or.jp/member/fitness/>)

問い合わせ: 健康づくり係 03-5292-3596

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム

冬季「サンクス・フェスティバル」パスポートが始まります

東京ディズニーリゾートに特別料金で入園できる、会員限定「サンクス・フェスティバル」パスポート(平日の対象日のみ限定)のご案内です。「コーポレートプログラム利用券」との併用もできます。

実施期間 3月4日(金)まで **販売期間** 2月26日(土)まで

対象 実施期間中の平日かつ価格設定日(8,400円)限定

大人(18歳以上)	7,900円(一般:8,400円)
中人(12歳~17歳)	6,600円(一般:7,000円)
小人(4歳~11歳)	4,700円(一般:5,000円)

視聴方法・詳細

ホームページ ▶ 会員特典 ▶ 【会員限定】▶ 東京ディズニーリゾートの利用割引 (<https://www.tosyakyo.or.jp/only/disney/>)

問い合わせ: ディズニー係 03-5292-3596

新規入会
募集中

会員特典や福利厚生をご利用できるのは、東京社会保険協会の会員のみです。WEB版『社会保険新報』のメール配信登録とは異なりますので、未加入の事業所は入会をご検討ください。2022年1月から3月に新規入会された事業所には、限定特典をご用意しています。



記事提供/日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行/一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03(3204)8877(大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyo.or.jp/>